

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

父の、「将来のためにどんなことがあっても 60 歳まで納付しなさい。」という言葉どおり、私は結婚後も欠かすことなく国民年金保険料を納付していた。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市に居住していた申立期間①及び②について、申立人は、集金人が 3 か月ごとに訪れ、納付書を用い国民年金保険料を納付していたと記憶している。

申立期間①について、A 市が保管する国民年金被保険者名簿に、「異動年月日 48 年 04 月 15 日」との記載があり、申立人は転居後遅滞なく国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、集金コードの記載から市役所職員による集金が行われていたことも確認できる。

また、市役所職員による集金について A 市は、年度当初の 4 月に転居した場合でも第 1 期分から集金を行うことは可能であると述べており、申立人に対し集金があったものと推認できる。

さらに、A 市では申立期間①及び②当時は、3 か月ごとに納付書が発行されており、申立人の記憶する納付方法と符合する。

加えて、申立期間②について、住所など生活状況に変化が無く前後の期間が納付済みであるにもかかわらず、未納とされていることは不自然である。

B市に居住していた申立期間③について、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が、当初未納とされていたため過年度納付した後、54 年 1 月 31 日に、昭和 52 年度の保険料 1 年分が還付されている記録が確認でき、申立期間③に近接する申立人の納付記録に不自然な点が見られることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

また、住所など生活状況に変化が無く前後の期間が納付済みであるにもかかわらず、申立期間③が未納とされていることは不自然である。

このほか、申立期間は、それぞれ 3 か月と短期間であり、また、申立人は申立期間を除き未納が無く 60 歳以降も任意加入するなど、保険料納付の意識が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月から61年3月まで
② 平成3年8月から同年10月まで

申立期間①については、当時学生であった私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を父親が行っていたと聞いている。

申立期間②については、A市役所に出向いた際に対応した女性職員から「今回の納付により抜けはありません。」と言われたという確かな記憶がある。

その後の引っ越しで領収書等は処分しているが、未納となっていることに納得がいかないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年5月10日に払い出されており、他に手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、国民年金にはこのころ初めて加入したと推認され、この時点では、申立期間②の保険料は過年度納付により納付が可能である上、申立人は保険料を納付した際の記憶が具体的であり、その内容に不自然さはない。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除きすべて国民年金保険料を納付している。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は平成3年8月24日であることから、同日より前の申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする父親は、国民年金の加入手続について記憶がなく、また、保険料の納付については、

保険料として必要な現金を申立人に渡したものの、納付を行った記憶は無いとしており、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年8月から同年10月まで期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和46年4月1日）及び資格取得日（昭和46年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月26日から45年1月1日まで
② 昭和46年4月1日から同年7月1日まで

私は、B社に昭和44年4月1日から同年12月末日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が同年10月26日までしかないのは納得できない。

また、その後、A社のC地区に臨時雇用員として昭和45年1月1日から46年10月13日まで継続して勤務していたのに、同年4月1日から同年7月1日までの厚生年金保険の被保険者記録がないのは納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社において、昭和45年1月1日に厚生年金保険の資格を取得し、46年4月1日に資格を喪失後、同年7月1日に当該事業所において再度資格を取得しており、同年4月から同年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時に申立人と同じC地区で臨時雇用員として勤務していた二人の同僚のうち一人が所有しているA社における個人履歴によると、この同僚は申立期間についても勤務していたことが確認でき、「申立人は申立期間において私と同様に勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間において、継続して勤務していたものと推認できる。

また、D機構は、「A社は臨時雇用員等について、昭和38年10月1日から厚生年金保険の加入を制度化しており、申立人は、臨時雇用員としてA社に採用され45年1月1日から継続して厚生年金保険に加入し、申立期間も給与から厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」と証言しており、また、D機構が提出した「臨時雇用員等社会保険事務処理規程（昭和38年9月7日付け第435号）」に基づき、申立期間当時、申立人が厚生年金保険に加入していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和46年3月及び同年7月の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行しているか否かについては、事業主は履行したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が社会保険事務所（当時）に提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年4月から同年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、B社に昭和44年4月1日から同年12月末日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社の雇用保険被保険者記録における資格取得日は昭和44年4月1日、離職日は同年10月25日となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、次に勤務したA社の雇用保険被保険者記録によると、昭和44年11月1日に同事業所において雇用保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は「同僚のE氏より先にB社を退職した。」と述べているが、この同僚の厚生年金保険被保険者記録は昭和44年11月21日までとなっている。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月

平成3年12月中旬にA社を退職し、4年1月にB社に社員として採用された。事務担当の方から、「前の会社は中途退職で保険とか年金とかが中途半端になっているので1か月分の手続をした方がいい。」との助言を受け、会社の車に乗ってC市役所で国民年金の加入手続をした。その場は持ち合わせがなかったため、後日、自家用車の車検の日に、信用金庫でお金を引き出し、郵便局で納付した。申立期間について、保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「平成4年1月ごろに国民年金への加入手続を行い、後日、郵便局で納付した。」と述べているが、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳からは申立期間当時、国民年金に加入した形跡がうかがえず、申立期間は未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 918

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月及び同年 5 月

私が昭和 61 年 5 月に市役所で国民健康保険への加入手続を行った際、市役所職員から国民年金にも加入するように指示された。

国民年金への加入手続と同時に、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料として 2 万 4,000 円をその場で納付したが、領収書は交付されなかった。

市役所を信頼していたので、保険料を納付しても領収書が交付されないことについて不信感はなかったが、今になって申立期間の納付記録がないとされるのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 5 月ごろに市役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、市役所の職員から国民年金への加入を指示されたので、加入手続を行い、同時に申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成元年 9 月 13 日に払い出されていることが確認でき、当該払出日より前の期間である申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、平成元年 9 月 13 日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の番号が必要となるが、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

さらに、加入手続と同時に昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料として、その場で 2 万 4,000 円を納付したと述べているが、当時の保険料額は

月額 7,100 円で、申立期間の保険料額は 1 万 4,200 円となることから、納付したとする金額と大きく相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 5 月まで
昭和 49 年 5 月ごろに結婚したが、それまでは母が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。
申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 7 月 3 日に払い出されており、その時点まで申立人は国民年金に未加入である上、申立期間のうち、44 年 4 月から 46 年 1 月までの期間については、20 歳前で国民年金に加入することはできない期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで
ねんきん特別便にて昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間について国民年金保険料が未納であることが分かった。60 年 5 月に長男出産のため A 社を退職後、61 年 4 月から第 3 号被保険者となるため、空白期間がないように同年 3 月ごろに B 役場で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を一括納付した。全額まとめて納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 3 月 9 日に払い出されており、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳により、第 3 号被保険者加入手続が行われたことにより申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されているのが確認できることから、同年 3 月ごろに第 3 号被保険者加入手続を行い、その際に、第 3 号被保険者制度開始時期である 61 年 4 月 1 日にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認される。

また、申立期間は任意加入期間であり、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできないため、当該期間は国民年金の未加入期間となり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 42 年 3 月まで

申立期間当時、私は大学に在学中でA市に居住していたため、国民年金の納付等に直接関与していなかったが、実家のあるB町（現在は、C市）で、父が私の国民年金についての加入手続を行い保険料の納付をしていたはずである。また、兄の国民年金保険料も父が納付していたと思われるので、申立期間中に兄の保険料が納付済みと記録されていれば、同時に私の保険料も父は納付しているはずである。

両親とも死亡しており確認の方法はないが、申立期間について納付記録がないのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について「私が 20 歳になった時に実家のあるB町で、父が私の国民年金についての加入手続を行い保険料の納付をしていたはずである。」と述べているが、戸籍の附票を見ると、申立人は昭和 36 年 4 月 12 日付けでB町からA市に住民票を移していることが確認でき、申立人が 20 歳になった 37 年*月に申立人の父がB町で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付することは、制度上考え難い。

また、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間となることから国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は「兄の国民年金保険料も、父が納付していたと思われるので、申立期間中に兄の保険料が納付済みと記録されていれば、同時に私の保険料も父は納付しているはずである。」と述べているが、申立人の兄は申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 42 年 4 月までの期間について、国民年金の

加入及び保険料を納付した記録が無い上、申立人の両親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 60 年 3 月まで
20 歳になれば大学生であっても国民年金を納付しなければならないと認識していた両親が、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行って来ていた。両親からも私が大学を卒業し、厚生年金保険に加入するまでの保険料を確かに納付したと聞いているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった昭和 57 年に、両親が国民年金の加入手続を行い、両親及び叔母の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 4 月 13 日に払い出されており、ほかに手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、このころ初めて国民年金に加入したと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人は国民年金被保険者資格を平成元年 4 月 1 日付けで強制加入被保険者として取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間である上、申立人が大学生であった申立期間当時は、国民年金への加入は任意であるため、平成元年に申立人が国民年金に加入した時点で、制度上、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人の両親に一任しており直接関与していない上、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年3月までの期間、9年2月から同年3月までの期間及び14年4月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から同年3月まで
② 平成9年2月から同年3月まで
③ 平成14年4月から15年3月まで

申立期間①については、当時、私は大学生であり、国民年金への加入手続及び保険料納付は母が行ってくれていた。年金記録によると、申立期間前後は納付しているのに申立期間だけが免除となっているが、私の母は免除申請をしたことはないと言明しており、納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

申立期間②については、納付場所、納付金額等は、はっきり覚えていないが、継続して自分で納付していたはずであり、納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

申立期間③については、A郵便局で1年分の保険料をまとめて納付したが、未納とされていることに納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、「申立人の妹が20歳になったころに、申立人及びその妹の二人分の保険料を負担することが経済的に厳しかったので、妹について免除申請は行ったが、妹の年金記録にそれが反映されていない。」と言明しているところ、オンライン記録によると、申立人の妹については国民年金の申請免除期間がなく、また、申立人の妹が20歳になった時には、申立人は既に大学を卒業し、厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人の母親

は、申立人及びその妹について免除申請の記憶を混同しており、当該期間において、申立人に係る免除申請を行ったものと考えられ、申立人に係る保険料納付を行っていたとは考え難い。

申立期間②について、申立期間当時に居住していたB市が保管している国民年金納付記録（電子データ）によると、当該期間は未納と記録され、これはオンライン記録と一致している上、保険料の納付時期、納付金額等に関する申立人の記憶はあいまいであり、保険料納付について具体的に確認することができない

申立期間③について、申立人は、当該期間の保険料をまとめてA郵便局で納付したと主張しているが、郵便事業株式会社では、国民年金保険料を含めた国庫金の領収済通知書は平成14年7月以降のものを保管していたものの、同月より前のものは廃棄しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できないとしている上、平成14年度から保険料収納について国に一元化が図られ、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、申立期間における記録の過誤は考え難いところである。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料は継続して納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 市における国民年金保険料の納付方法は、集金により行われ、国民年金手帳に検認印を押すことで保険料の領収を示す方法であったことが確認されているが、申立人が現在所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間について検認印が押されていない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録においても、申立期間について申立人の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる上、それらの記録は、申立人が現在所持している国民年金手帳の記録とも一致していることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付は申立人自身が行っていたとしているが、納付金額、納付方法等について、申立人の記憶は明確ではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から同年 12 月まで

私は、口座振替にしてからは将来のために国民年金保険料を絶対に納付しておこうと思い、欠かさず納付してきた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、口座振替にしてからは国民年金保険料を欠かさず納付してきたと主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿により申立人及びその夫が昭和 56 年 4 月分の保険料から申立人の夫名義の口座からの口座振替による保険料の納付を行っていることが確認できる。

しかし、申立期間のうち昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの期間は、夫の保険料も未納となっていることから、申立期間の保険料は口座の残高不足により納付されなかったものと考えられる。

また、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金収滞納一覧表によると、そのいずれにも、申立期間は未納と記録されていることが確認できることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 3 月から 61 年 8 月まで A 社で勤務した。同社では、1 日 8 時間労働で週 5、6 日の勤務であった。同社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入の有無について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の所在地、業務内容及び従業員の人数を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張する A 社は、事業所名簿により、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できず、事業所所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、当該申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名等を記憶しておらず、申立人の A 社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

さらに、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶が無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 20 日から 44 年 5 月 10 日まで
私の厚生年金保険の加入記録を見ると、A事業所に勤務した期間が7か月間のみになっていることがわかった。自分の厚生年金保険の加入記録に納得ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の同僚の証言から判断して、申立人は、厚生年金保険の被保険者として記録されている期間の後も、退職時期及び雇用形態は不明ながら同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和 40 年 9 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 10 月 23 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

また、A事業所は申立期間当時の資料をすべて廃棄しているため申立人の勤務状況等を確認することはできないとしており、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことについての記憶が定かでなく、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。